

ドーナツから考える 消費税の未来

現在日本には、国債で900兆円もの借金があります。この国民1人当たり約710万円もの借金を返すために、様々な増税計画が打ち出されています。所得税や相続税、そして、私たちに最も身近な消費税。今回はこの消費税について考えてみましょう。

消費税というものは本来、大人でも子供でも購入したものに対して、一定率の税金がかかります。間接税という性格から、全てのものに一律の税金がかかるため、非常に平等な税金と言われます。

しかし一方で、年収100万円の人が購入したものにも、年収1,000万円の人が購入したものにも同じ税率をかけて算出するため、収入が少ない人ほど、収入に占める税金の負担割合が大きくなります。これが『消費税の逆進性』と呼ばれ、増税する上で問題とされる点です。

このまま、全ての商品の消費税が10%となると、収入が少ない人は今以上に税金の負担が重くなってしまいます。そこで諸外国で導入されている「複数税率」と、「給付つき税額控除」という対策案が考えられています。

◆ 複数税率

複数税率とは一定のものについて標準税率よりも低い軽減税率を適用しようといふものです。実は日本のように同一税率の国は少なく、欧洲を中心に複数税率は世界中で幅広く採用されています。(海外では消費税といふのは

なく付加価値税として導入されています。)例えば、フランスでは原則として贅沢か否かという基準で対象が決まります。チョコレートは贅沢品として標準税率の19.6%が適用されますが、板チョコに限っては安くて庶民的であるという理由から軽減税率が適用されています。さらに、世界三大珍味の1つキャビアにだけは標準税率が適用され、フランス国内で業者の多いフォアグラとトリュフについては軽減税率が適用されています。

また、その場で食べるか否かが税率の分かれ目となる場合もあります。ハンバーガーを店内で食べる場合には標準税率の19.6%が適用されますが、テイクアウトでは軽減税率の5.5%が適用されます。カナダではドーナツは5個以下ならば店内で食べるとみなされ標準税率の5%ですが、6個以上ならテイクアウトとみなされ、課税されません。

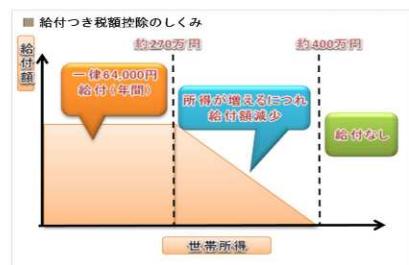
イギリスでは、温かいテイクアウト商品は標準税率の17.5%が適用されます。この「温かい」の定義は、気温より高く温められていることを指し、スーパーのお惣菜はゼロ税率となります。このように、軽減税率の対象になるものは国によって様々です。

もし、日本で複数税率が導入されれば、例えば、「お米は軽減税率だが、パンは標準税率。ただし、米粉で作られたパンは軽減税率」という事もおこるかもしれません。

◆ 給付つき税額控除

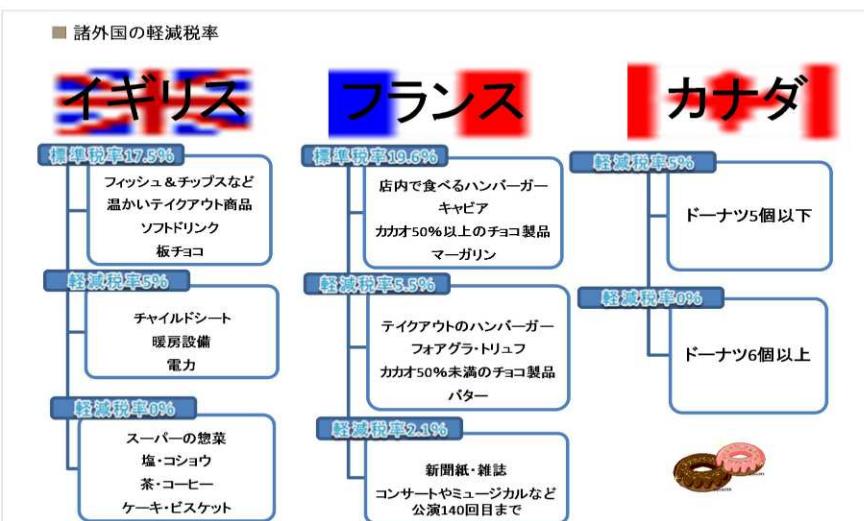
給付つき税額控除とは、消費税を支払った

上で所得税を納めていれば減税され、納めていなければ、現金が給付される仕組みです。カナダで導入されている例を見ると、夫婦と子2人の場合所得が270万円以下の世帯には支払った消費税に関係なく一律に年間64,000円が給付され、所得が270万円を超えると一定の割合で減少し、400万円で減税はとなります。(下図参照)



日本の消費税は諸外国と比較して見ると、決して高いわけではありません。消費税率が20%を超えている国もあり、これではその国の人々も生活は苦しいのでは?と思うかもしれませんが、決してそうではありません。複数税率により、一部税金が安くなっていることもあります。日本と大きく違うところは社会保障がしっかりと整えられているところです。デンマークでは医療費や大学入学までの学費は全て無料、年金制度も充実しています。高い税金を支払ってもその分、国民ひとりひとりが恩恵を受けられる仕組みができています。

日本でも今年の4月から、公立高校の授業料無償化や子ども手当の支給が始まりました。当初計画では、子ども手当は1人につき26,000円の支給予定でしたが、現状では満額支給されるかどうか未定です。こういった社会保障の財源確保のため、消費税の増税は避けられないかもしれません。将来への不安を取り除かれ、安心して子育てができる、消費ができる制度を整えた上で増税してほしいものですね。



電子マネー つかっていますか？

2001年に初めて日本に登場した電子マネーは、現在では発行枚数1億枚以上、国民の60%以上が所有するまでに普及し、今や日常生活は電子マネーだけで事足りるとまで言われつつあります。ここ長野県ではそこまでではないものの、大半のコンビニエンスストアではレジに電子マネーの端末が置かれているの目にします。実際私たち消費者が電子マネーを利用するにあたり、メリットはどのあたりにあるのでしょうか。

電子マネーには、支払前にあらかじめチャージ(入金)する「プリペイド(前払い)」型と、利用した後から代金を請求される「ポストペイ(後払い)」型の2種類があります。いずれも、カードだけでなく、おサイフケータイでも利用できるものが多くあります。プリペイド型は、現金またはクレジットカードからチャージしますが、オートチャージといって、チャージされた残高が少なくなるとクレジットカードから自動的にチャージされる機能がついたものもあります。

デメリット	使える店がまだまだ少ない 一度チャージしたら現金に戻せない プリペイド型は事前チャージが必要 発行手数料がかかる場合がある ポストペイ型の場合は 使いすぎる可能性がある
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------

メリット	小銭を持ち歩かなくて良い 決済が簡単、早い ポイント、マイルが貯まる 落としたときの補償がある 利用履歴が把握できる
------	------------------------------------------------------------------------

一番のメリットは、やはりポイントによる還元を受けられる点であるといえます。nanacoのように、買い物で貯めたポイントをnanacoにチャージして現金として使うだけでなく、WAONからSuicaへなど、電子マネー間でポイント交換が可能なものもあります。特定のお店でよく買い物をするのであれば、そのお店で使える電子マネーがあると現金で支払うよりグッとお得です。一方、気軽に使って、お金を使っているという感覚が薄くなる分、お財布のヒモが緩くなってしまうことに注意が必要です。特に先にご紹介したオートチャージ機能は、残高が0になると買い物することが可能なため、支払いをきちんと管理できない人にとっては不向きかもしれません。

最近では、交通系の代表格であるSuicaがセブン-イレブンで使えるようになるなど、多彩なサービスでの利用が広がっており、いざれは、どの電子マネーを持っていても、お店を問わず買い物が出来るようになるかもしれません。

また、電子マネーを地域の地域通貨として活用する自治体・商店街も登場しています。実際に東京都杉並区では独自の電子マネーを地域通貨として活用し、商店街の共通商品券や、区の補助金を電子マネーとして配布することで利便性を高めています。今後SuicaやPASMOを地域通貨に使えるようにする動きもあるようです。さらに昨年成立した、銀行以外の事業者にも資金を移動することを認める「資金決済法」も、電子マネーの活用方法に影響を与えるそうです。これにより、自分の電子マネー残高から、他人の電子マネーへの送金サービスが考えられ、決済の方法に大きな影響を与えることになるかもしれません。

以上から、電子マネーが今後私たちの生活により密着した存在になることは間違いないさそうです。メリット・デメリットを踏まえて、まだ電子マネーを使っていない方は、自分のライフスタイルにあった一枚を見つけて使ってみてはいかがでしょうか。

代表的な電子マネーの特徴

Auto オートチャージ可 おサイフケータイ可

買物系 プリペイド型	EDY	全国のコンビニエンスストアなど様々な店舗で利用可能。発行枚数は数ある電子マネーの中でもナンバーワン。あらかじめ登録しておくことで、マイルや楽天ポイントなど特定のポイントを貯めることもできる。
	WAON	ジャスコなどイオングループで利用可能。ファミリマートなど利用店舗拡大中。
	nanaco	セブン-イレブン、イトーヨーカドーなどで利用可能。貯まったポイントは1ポイント1円で還元を受けることができる。ただ現金で支払うよりもずっとお得。同じセブン&アイホールディングスが発行しているアイワイカードを使えば、クレジットカードからnanacoへのチャージも可能で、現金を一度も使わずに買い物することが可能。
交通系	Suica	首都圏のJR・私鉄・バスをはじめ、JRグループ(一部除く)で乗車券として利用可能。コンビニエンスストア・居酒屋・タクシーなど買い物でも使え、使える範囲は拡大中。首都圏へ行くことが多い人は便利な一枚。
ポストペイ型 買物系	iD	ドコモが提供するポストペイ型電子マネーで利用可能店舗数は国内最大。グアム、上海、北京のID加盟店でも使える。

年金不安の時代 -老後資金はいくら必要?-

今年の夏は高齢者の消息不明や、その家族に對し何年間も公的年金が支払われ続けていたというニュースを耳にすることも多く、年金に関するニュースには事欠きません。年金の受給開始年齢は徐々に上がり、今後は65歳からの受取開始が当たり前となってきます。

さてみなさんは何歳から年金を受け取ることができるのでしょうか。

60歳から年金の受給ができるのは、男性であれば昭和36年4月2日以前生まれの方、女性であれば昭和41年4月2日以前生まれの方です。男性女性ともにそれ以降生まれの方は、公的年金の支給開始年齢が継続され、年金の受給は65歳からとなります。

もし、60歳で退職するとなれば、退職から年金の支給開始までにかかる収入はどうするのか考えた事はありますか？また、60歳以降の生活費はどのくらいかかるのかご存じでしょうか？今回は各種データを取り上げながら老後の収支について少し考えてみましょう。

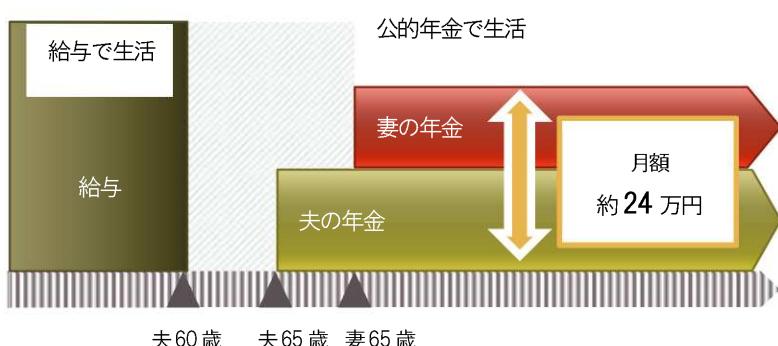
図1 年金の受給開始はいつから？



図2は、最も一般的なケースで、ご夫婦で年金を65歳から受け取った場合の受取金額です。この場合は、夫婦合わせて毎月約24万円の年金が受け取れます。一方、老後における支出は実際にはいくらぐらいになるのかご存じでしょうか？図3は生命保険文化センターの『世帯主60歳以上の世帯月間支出』の統計資料です。

この図を見ると、夫婦だけでも約28万円の生活費が必要なことがわ

図2 年金の受取事例（夫：昭和36年生まれ 妻：昭和41年生まれ）



夫:厚生年金に40年加入 総額賄制導入前は平均標準報酬月額35万円 (期間15年)

総額賄制導入後は平均標準報酬月額45万円 (期間25年) として試算

妻:国民年金に40年加入、振替加算0円として試算

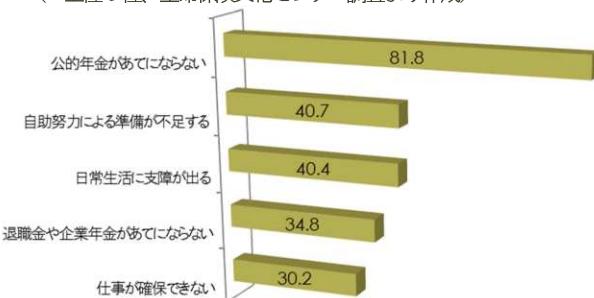
*平成21年度価格

かります。この場合、先程ご紹介しました一般的な年金収入のみで生活をしようとしても月額約5万円の生活費が足りなくなる計算です。こうしたことから、多くの方が老後生活に不安を感じているのではないかでしょうか？

実際にこの事は下グラフの調査結果にも明確にあらわれています。

図4 年金に対する不安

(上位5位、生命保険文化センター調査より作成)

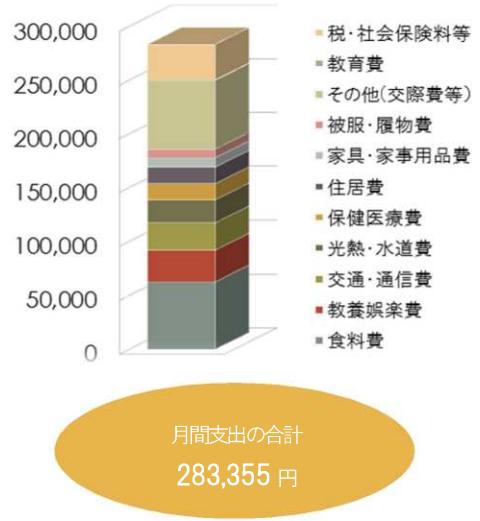


生活に対する不安内容として、多くの方が、「公的年金があてにならない」と感じており、次いで「日常生活に支障が出る」「自助努力による準備が不足する」という生活費不足に対して不安を感じている様です。

以上のことを踏まえると、今後年金の受給開始が65歳からとなってしまう事に对して、

- ①退職後から65歳までの年金未受給の空白期間をどう過ごすか
 - ②受給開始したとしても生活費等をまかなえない
- というような事になってしまかもしれません。それにより、今後は個人で年金の一部を準備しておかなければならぬ時代と言えそうです。今からでも遅くありません。自分年金の準備を始めてみませんか。

図3 世帯主60歳以上の月間支出（無職・2人以上世帯）



年金不安の時代

-公的年金の不足を補う！外貨建て個人年金-

公的年金の不足に対し自分で積み立てをしていく必要あり

現在、少子高齢化が進行している日本においては、今後ますます受給額が減少していく可能性があり、自己責任で年金を準備する事はよりスタンダードになるでしょう。

では、「将来年金や退職金の準備が出来て、しかも節税できる！」と聞いたらいかがですか？もうピンと来ている方もいるかもしれません、それを実現できるものがあります。それは個人年金保険です。今回は最近注目される外貨建ての個人年金保険、特に豪ドル建ての個人年金保険*について取り上げました。（*外資系A社の商品）

特徴

- 1 個人年金保険料控除が5万円受けられる**
(平成23年12月末までに契約したものに限ります。)
- 2 保険料の払込は毎回定額で、円で支払う**
- 3 積立は豪ドル（オーストラリアドル）で積み立てられる**
- 4 積立利率はオーストラリア国債に連動する**
(2. 75%が最低金利として保証されている)

外貨建ての個人年金保険には、**為替変動リスク**があります。しかし、外貨を円で毎回定額購入するので、円高の時には多く購入し、逆に円安の時には少なく購入することになります。そのため外貨単位で一定金額ずつ購入していくよりも平均購入単価を低く抑えることができます（ドル＝コスト平均法）。また、銀行や証券会社では購入・売却の際、数%の為替手数料がかかりますが、この商品の場合原則手数料はかかりません。（中途解約時には手数料がかかります。）さらに積立利率は、この手の商品としては非常に分かりやすく、

オーストラリアの10年物国債金利 — **0.4%**となっております。オーストラリアの10年物国債の金利は過去10年間で見ると5%半ばで推移しており、現在の国内金融機関の定期預金金利と比べてもはるかに高利回りで、さらに最低保証金利も2.75%が保証されているため非常に安心です。以上により、他の外貨建ての商品に比べてリスクが抑えられた商品といえます。



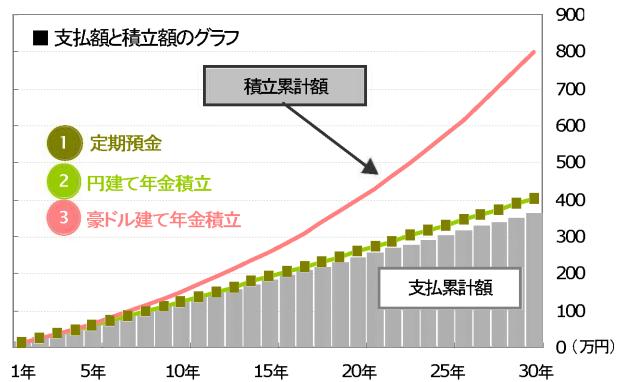
ここで毎月一定額を、運用方法を変えて積み立てた場合の比較例を見てみましょう。（税率50%の人の場合）

- ① 每月1万円を定期積金（金利1.0%）で積み立てた場合
- ② 每月1万円を円建ての個人年金（運用利回り1.0%）で積み立て、個人年金保険料控除を5万円受ける
- ③ 每月1万円を豪ドル建ての個人年金（運用利回り5.0%）で積み立て、個人年金保険料控除を5万円受ける

*5万円×50%×30年=75万円

	金利	年間の 支出額	30年後		
			支出 総額	積立 累計額	節税 総額
1 定期積金	1.00%	12万円	360万円	405万円	0円
2 円建て 年金積立	1.00%	12万円	360万円	405万円	75万円*
3 豪ドル建て 年金積立	5.00%	12万円	360万円	797万円	75万円*

上記3つのケースは、基本的な投資金額（負担金額）は同じです。しかしながらグラフをご覧いただくと分かるように、積立累計額としては大変大きな開きがあります。



公的年金制度が不安定な今、不足する老後資金は自己責任で準備する時代になりつつあります。また、現在は円高ですが、外貨建ての商品で運用することにより、円安になり物価が上昇してしまった時にも逆に有利に働き、有利な資産形成が期待できる可能性があります。老後資金の準備手段の一つとして、ぜひ一度外貨建て個人年金保険について検討してみてはいかがでしょうか。